

令和6年12月3日

第22回年金部会の議事に関する意見

東北大学大学院法学研究科

嵩さやか

1 配偶者加給年金に関する「方向性」について

配偶者加給年金は、子への加算と同様、扶養する配偶者・子の存在に着目して年金額を加算するものであり、保険料拠出との牽連性は弱い給付である。そのため、その制度設計や見直しは、現在の受給者の既得の権利への影響に配慮しながらも、その時々々の社会状況や年金財政等を勘案した政策的判断に広く委ねられるべきものであると言える。

配偶者加給年金の制度創設時の意義は十分理解できるものの、昨今の女性の就業率の上昇により、年下の被扶養配偶者がいる場合にのみ加算されるという仕組みが、被保険者間の不合理な不均衡をもたらすと捉えられるおそれが増していると思われる。また、資料でも指摘されているように、企業でも配偶者手当を廃止し、子どもへの手当に収れんしていく傾向がみられる中、公的年金制度においても、限られた財源を、より社会的要請の高い仕組みに効果的に配分していくことが必要と考える。

こうしたことから、現在の受給者に配慮しながらも、将来的には、配偶者加給年金の縮小・廃止に向けた検討が必要と思われる。その際には、遺族年金の生計維持要件と同じ、高い収入要件で良いのか、といった点についても検討を要すると思われる。

2 子の加算について

- ・次世代育成支援という目的は、公的年金制度の本来的・中心的な目的ではなく、その目的に特化した他制度の守備範囲とも考えられる。もっとも、賦課方式を基本とする公的年金制度にとって、次世代の育成は制度の根幹を維持するために不可欠の前提であるため、公的年金制度としても、児童手当制度等の進展と歩調を合わせる形で次世代育成支援の仕組みを強化していくことは望ましい方向性と思われる。
- ・子の加算は、配偶者加給年金と同様に保険料との牽連性は弱くその時々々の社会状況や年金財政等を勘案した政策的判断に広く委ねられていると考えられることに加え、日本社会の将来を担う次世代育成という視点から、国内居住要件の追加はありうる選択肢と考えられる。もっとも、海外居住の受給者について、受給者と同じく生計維持関係にある子に支給されないことは、受給者に扶養されている子の存在に着目した生活保障を目的とする加算の趣旨にそぐわないため、国内居住要件の例外を一定程度認めることが必要と考える。

以上